

千葉県の給与・定員管理等について

(平成27年度)

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

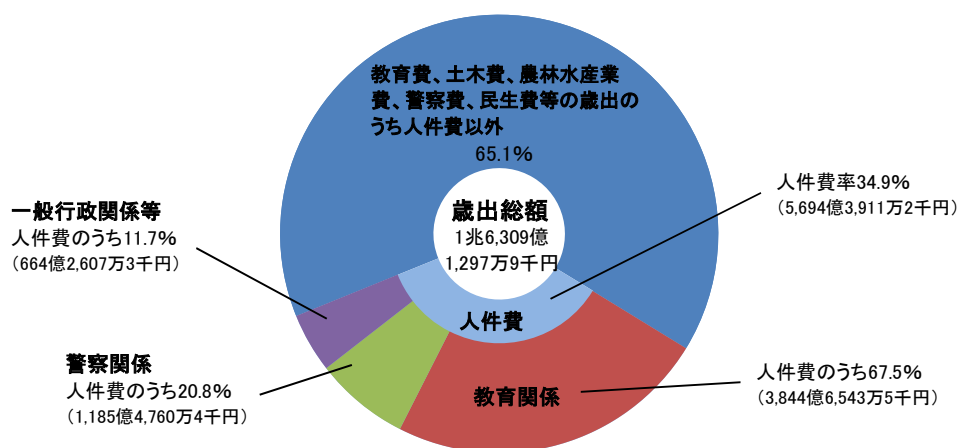
平成26年度普通会計(決算額)に占める人件費の状況は、次のとおりです。

人件費の内訳は、教育関係職員(市町村立小・中学校の教員を含む)が67.5%、警察関係職員が20.8%、一般行政関係等職員が11.7%となっています。

区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	6,254,106	1,630,912,979	9,827,096	569,439,112	34.9	34.2

(注) 1 人件費とは、職員に支給された給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給された給与などの総額をいいます。

2 「実質収支」とは、その団体の純剰余または純損失の額を示すものです。



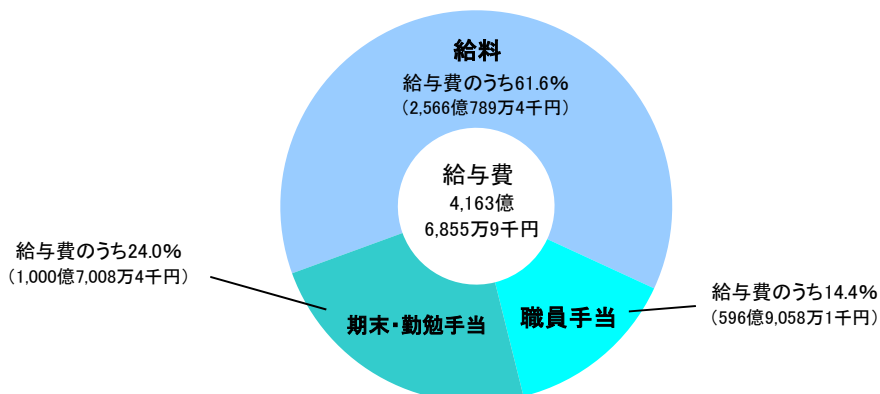
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
26年度	58,794	256,607,894	59,690,581	100,070,084	416,368,559	7,082	7,123

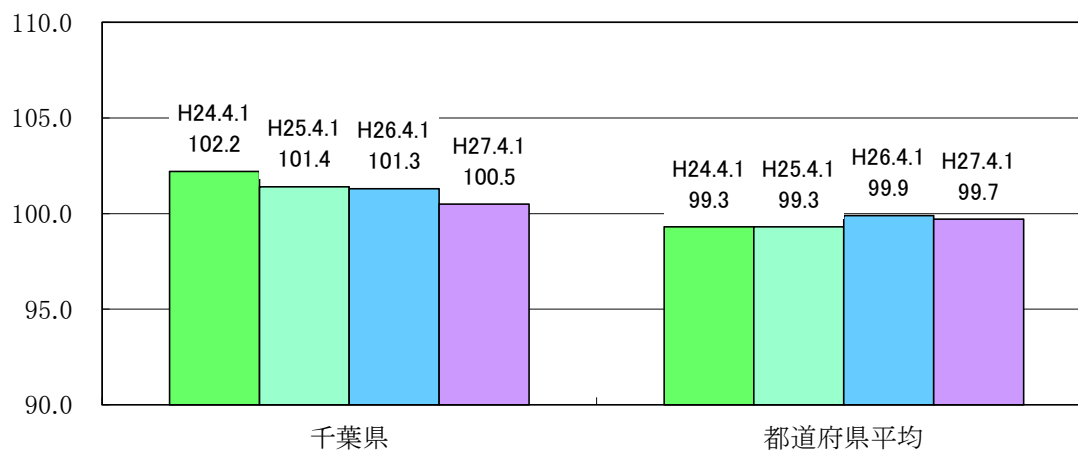
(注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く)をいいます。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の一般行政職員、警察官、教員などの総数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。



(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び見込み

ラスパイレス指数が100を超えている理由としては、

- ・平成18年に実施した給与構造改革の現給保障が一部残っていること
 - ・平成25年に人事委員会から勧告を受けて、初任給を中心に若年層に限定した給料表の引上げ改定を実施したこと
- などによるものです。

なお、給与構造改革の現給保障については、平成24年4月以降、毎年度その額を減額しており、平成27年度末には終了する見込みです。

また、給料表についても、平成27年の人事委員会勧告に基づき、国の人事院勧告の内容に準じて改定を行いました。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
27年度	384,321円	381,098円	3,223円 (+0.85%)	0.85%	0.85%	0.36%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
27年度	4.22月	4.10月	0.12月	0.10月	4.20月	4.20月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年4月1日

(内容) 国の見直し内容を踏まえ、行政職給料表で平均 2.2%、最大 4%の引下げを行いました。

なお、国と同様に激変緩和のため 3 年間(平成 30 年 3 月 31 日まで)の経過措置(現給保障)を実施します。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 県内一律9%を支給

(実施時期) 平成 27 年4月1日より実施。なお、段階的に支給割合を引き上げることとし、平成 27 年4月1日時点は 7.5%、給与改定後は平成 27 年4月に遡及し 8.3%としています。

(参考)

	平成 26 年度 の支給割合	平成 27 年度の支給割合		見直し後の支給 割合(H28.4.1)
		4 月 1 日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	7.57%	8.08%	8.94%	9.71%
千葉県の支給割合	7%	7.5%	8.3%	9%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成 27 年 4 月 1 日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (27 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千葉県	42.3歳	326,573円	416,393円	375,264円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
都道府県平均	43.3歳	333,258円	419,584円	374,044円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
千葉県	52.8歳	527人	321,373円	377,586円	356,399円	—	—	—	—
用務員	55.2歳	145人	306,831円	353,628円	337,396円	用務員	54.6歳	200,300円	1.77
農業等技術員	51.4歳	188人	331,949円	395,706円	371,557円	—	—	—	—
運転手	56.9歳	40人	322,904円	373,294円	354,889円	自家用自動車運転者	57.8歳	219,700円	1.70
調理員	53.5歳	36人	303,154円	356,712円	331,729円	調理士	43.9歳	286,500円	1.25
介助員	53.9歳	39人	336,729円	393,274円	371,607円	福祉施設介護員	38.9歳	219,000円	1.80
電話交換手	54.3歳	19人	305,325円	353,844円	329,582円	—	—	—	—
守衛	53.8歳	7人	355,594円	451,298円	401,821円	守衛	52.7歳	260,400円	1.73
その他	45.7歳	53人	324,792円	383,504円	364,941円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
都道府県平均	51.6歳	260人	330,741円	386,250円	363,809円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
千葉県	—	—	—
用務員	5,559,371円	2,774,400円	2.00
農業等技術員	—	—	—
運転手	5,944,952円	2,909,500円	2.04
調理員	5,554,214円	3,876,600円	1.43
介助員	6,208,379円	3,087,300円	2.01
電話交換手	—	—	—
守衛	7,124,613円	3,548,200円	2.01
その他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成24～26年の3ヶ年平均)。

※民間データの「用務員」と「福祉施設介護員」については、都道府県別データが公表されていないため全国平均を使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千葉県	45.2歳	372,902円	441,613円
都道府県平均	44.8歳	381,390円	443,257円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千葉県	42.1歳	356,850円	417,759円
都道府県平均	43.3歳	366,907円	422,193円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
千葉県	38.4歳	322,174円	465,024円	364,194円
国	41.2歳	317,165円	—	369,393円
都道府県平均	38.6歳	321,121円	458,794円	366,870円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

学校卒業後すぐに採用された場合の初任給は、次のとおりです。

区 分		千葉県	国
一般行政職	大学卒	182,800円	総合職(大卒) 181,200円 一般職(大卒) 174,200円
	高校卒	148,200円	一般職(高卒) 142,100円
技能労務職	高校卒	145,800円	—
	中校卒	133,000円	—
高等学校教育職	大学卒	204,700円	—
小・中学校教育職	大学卒	204,700円	—
警察職	大学卒	216,200円	総合職(大卒) 203,100円 一般職(大卒) 202,300円
	高校卒	183,500円	一般職(高卒) 163,800円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,137円	368,827円	394,081円	415,444円
	高校卒	223,165円	306,750円	361,079円	383,202円
技能労務職	高校卒	—	299,392円	326,080円	347,872円
	中学卒	—	—	—	—
高等学校教育職	大学卒	318,702円	398,862円	412,456円	423,140円
	高校卒	—	—	—	360,750円
小・中学校教育職	大学卒	321,482円	400,069円	416,179円	425,874円
	高校卒	—	—	—	—
警察職	大学卒	292,071円	382,200円	419,998円	410,836円
	高校卒	261,435円	355,566円	388,547円	404,087円

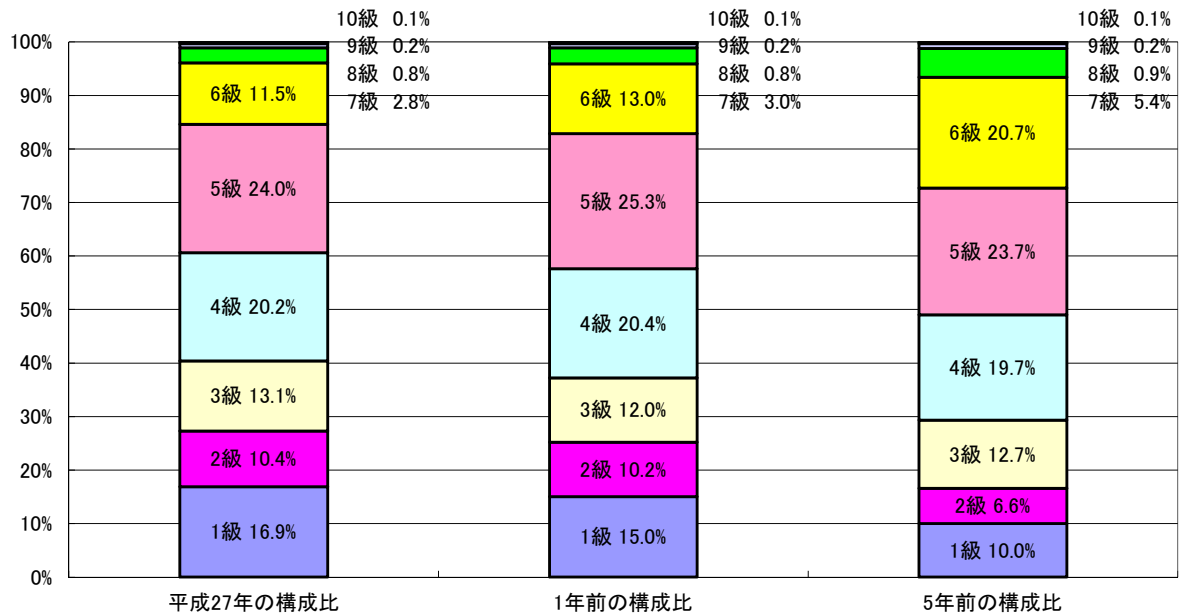
(注) 経験年数とは、学校卒業後すぐに県に採用され、引き続き勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前に職歴などのある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	1,470人	16.9%	139,200円	244,900円
2級	主事、技師	902人	10.4%	189,700円	301,900円
3級	副主査	1,140人	13.1%	225,600円	347,700円
4級	係長、主査	1,762人	20.2%	258,300円	380,300円
5級	班長、副主幹	2,090人	24.0%	285,000円	390,700円
6級	副課長、主幹	1,006人	11.5%	315,800円	407,900円
7級	課長	245人	2.8%	360,100円	442,600円
8級	次長	73人	0.8%	405,800円	466,300円
9級	担当部長	16人	0.2%	456,100円	525,200円
10級	部長	8人	0.1%	519,400円	557,200円

- (注) 1 千葉県のご給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 3 職員数には教育部門等での一般行政職を含んでいます。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施

2 昇給への勤務成績の反映状況

評定等の結果に基づき、平成27年4月1日付けで次のとおり昇給を実施

昇給号給数		5号給以上	4号給(標準)	3号給以下
人員	特定職員	33.8%	66.2%	0.0%
	その他の職員	23.0%	76.3%	0.7%

※知事部局の行政職給料表適用者の状況です。

※昇給判定期間の全ての期間を勤務していない者、懲戒処分や分限処分を受けた者、昇給抑制の対象(55歳以上)となっている者等は除かれています。

※特定職員とは、行政職給料表7級以上の適用を受ける者をいいます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

千葉県			国		
1人当たり平均支給額(26年度)			—		
1,678千円					
(26年度支給割合)			(26年度支給割合)		
期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当
2.6月分		1.5月分	2.6月分		1.5月分
(1.45)月分		(0.7)月分	(1.45)月分		(0.7)月分
(内訳)			(内訳)		
6月期	1.225月分	0.675月分	6月期	1.225月分	0.675月分
	(0.65)月分	(0.325)月分		(0.65)月分	(0.325)月分
12月期	1.375月分	0.825月分	12月期	1.375月分	0.825月分
	(0.8)月分	(0.375)月分		(0.8)月分	(0.375)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 15・25%			・管理職加算 10～25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成20年6月から本庁課長級以上の職員については、前年度1年間の人事評価結果による評価区分(4段階)に基づき、成績率を決定しています。

知事部局(一般行政職)における平成27年12月の勤勉手当への人事評価結果の反映状況は次のとおりです。

成績区分	成績率		人員分布率
	部長級・次長級	課長級	
特に優秀	1.135	0.935	1.4%
優秀	1.035	0.835	20.3%
良好(標準)	0.935	0.735	78.3%
良好でない	0.835	0.635	0.0%

(2) 退職手当(27年4月1日現在)

千葉県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～30%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)	
一人当たり平均支給額					
自己都合	65万8千円				
勸奨	2,346万8千円				
定年	2,309万7千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		18,594,304千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		291,273円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	15.5%	23人	18%
印西市	7.5%	849人	15%
成田市、我孫子市、袖ヶ浦市	7.5%	2,784人	13%
船橋市、浦安市	7.5%	4,959人	12%
千葉市、習志野市	7.5%	15,686人	11%
市川市、松戸市、八千代市、富津市、 四街道市	7.5%	8,839人	10%
佐倉市、市原市	7.5%	3,810人	7%
茂原市、柏市、鎌ヶ谷市、白井市	7.5%	5,124人	6%
野田市、東金市、流山市、大網白里市 酒々井町、栄町	7.5%	4,451人	4%
八街市	7.5%	521人	3%
木更津市、君津市、山武市、長柄町	7.5%	2,921人	1%
成田市(成田国際空港区域内)	7.5%	1,631人	15%
その他の千葉県の地域	7.5%	7,399人	—
医師、歯科医師(全域)	15%	59人	15%
平均支給率	7.51%	—	8.11%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		99.6 (100.5)	

- (注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。
 2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+千葉県の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出しています。)

(4) 特殊勤務手当 (27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)	3,712,732千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	98,252円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	43.2%
手当の種類(手当数)	43

【知事部局】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所職員等	県税の賦課徴収	78,032千円	月額14,000円
		滞納処分、犯則取締り、軽油路上抜き取り調査等	404千円	日額450円・550円
消防訓練指導業務手当	消防学校職員	破壊器具を使用する訓練、高所訓練等の危険を伴う教育訓練	14千円	日額500円
社会福祉事務手当	健康福祉センター職員、 児童福祉司等 (管理職職員除く)	生活保護業務、訪問調査、相談等	11,900千円	日額470円
	女性サポートセンター、 児童相談所職員等	心理学的判定等	5,906千円	日額370円
家畜保健衛生作業手当	家畜保健衛生所の獣医師 (管理職職員除く)	家畜の保健衛生上必要な試験及び検査等	7,785千円	月額13,500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	健康福祉センター、衛生研究所職員等	感染症の病原体の検査、感染症の病原体に汚染された場所の消毒作業等	820千円	日額 320円
		結核の検診、結核患者の療養指導等	663千円	日額 320円
		家畜伝染病の患畜に対する検査、注射等	34千円	日額 280円
精神保健業務手当	健康福祉センター職員	医師による精神障害者の診察の立会い、病院への護送	278千円	日額 450円
		在宅精神障害者の面接業務	670千円	日額 400円
犬取扱作業手当	健康福祉センター職員	狂犬病の予防注射、病性鑑定、犬の捕獲、薬殺等	138千円	日額 420円
夜間看護等手当	児童相談所、生実学校、富浦学園、乳児院の看護師、保育士等	深夜における看護等の業務	23,706千円	1回 2,000円～6,800円
夜間特殊業務手当	水産情報通信センター職員	深夜における無線通信設備の運用、保守業務	1,152千円	1回 410円～1,100円
公害調査等作業手当	地域振興事務所、環境研究センター職員等	ガス、粉じん等の有害物の調査、し尿処理施設の検査等	563千円	日額 290円
用地交渉手当	農業事務所、土木事務所職員等	公共事業に必要な土地の取得等のために行う交渉業務	4,439千円	日額 1,000円・1,500円
災害応急作業手当	土木事務所職員等	災害発生時に河川の堤防等で行う巡回監視、応急作業等	4千円	日額 710円～2,160円
放射線取扱作業手当	診療放射線技師等	エックス線を人体に対して照射する作業	22千円	日額 360円
漁撈作業手当	水産総合研究センター職員等	試験調査、漁業実習のため魚介等水産物を獲る作業	6,940千円	1 航海の支給総額(漁獲物の販売額－経費)×35/100以内
調査試験手当	環境研究センター、水産総合研究センター職員等	海上における調査、試験、監督、指導等	1,236千円	日額 500円
温室内農薬散布作業手当	農林総合研究センター職員等	5月から10月までの温室内における農薬散布作業	64千円	日額 270円
家畜取扱作業手当	畜産総合研究センター職員等	種牡牛(豚)の自然交配、精液採取等	3,107千円	日額 300円
		獣畜の解体処理、解体後の検査	112千円	日額 420円
危険物等取扱作業手当	産業支援技術研究所、衛生研究所職員等	毒物、劇物等を使用した検査、試験等	2,942千円	日額 280円
	産業保安課、地域振興事務所職員等	高圧ガス製造施設、火薬庫の立入検査等	261千円	日額 280円
	計量検定所職員等	液化石油ガスに係る特定計量器の検定、検査	0千円	日額 280円
	計量検定所職員	大型はかりの検定、検査のため 500 kg 以上の分銅を取り扱う作業	26千円	日額 290円
危険現場作業手当	下水道事務所職員等	トンネル坑内における掘削作業、監督業務等	0千円	日額 450円
	健康福祉センター、環境研究センター職員等	危険ながけ、高所で行う監督、測量等	22千円	日額 280円・340円
	水産総合研究センター職員等	潜水作業等	24千円	1時間 310円～1,500円
	農業事務所、土木事務所職員等	夜間における土木工事作業、監督業務	0千円	1回 320円
	畜産総合研究センター市原乳牛研究所、嶺岡乳牛研究所職員	傾斜地における大型特殊自動車等の運転業務	990千円	日額 230円・300円
司法警察員職務等手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	0千円	日額 550円
	漁業監督吏員等	海上における漁業取締業務	513千円	日額 550円
庁舎警備等業務手当	本庁の守衛	深夜における庁舎警備等	517千円	1回 470円・730円

【警察】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
刑事作業手当	警察官	私服勤務員の犯罪予防、犯罪捜査、被疑者逮捕	318,543千円	日額 560円
		捜査本部開設事件の捜査等	4,560千円	日額 840円
		留置施設の看守	48,327千円	日額 310円
		被疑者の護送	3,552千円	日額 280円
少年補導手当	少年補導専門員	街頭補導、少年相談等	1,385千円	日額 300円
警ら作業手当	警察官	警ら作業	172,597千円	日額 300円
犯罪鑑識作業手当	警察職員	指紋、手口、写真を利用する犯罪鑑識の作業等	27,712千円	日額 560円・280円
警察爆発物処理等作業手当	警察職員	爆発物の移動、回収、解体等の作業	796千円	日額 5,200円
		特殊危険物質(サリン等)の処理作業、特殊危険物質による被害の危険がある区域内の作業、特殊危険物質の製造過程解明実験	0千円	日額 250円～4,600円
特別救助等作業手当	警察職員	ロープ等を利用して行う救難救助等	1,504千円	日額 710円
		災害発生時の災害警備、遭難救助等	6,394千円	日額 840円・1,680円
		東日本大震災に対処するための作業	18,001千円	日額 660円～ 日額 40,000
交通捜査等作業手当	警察官	交通捜査、交通事故処理作業	109,851千円	日額 560円・1,120円
	警察官、交通巡視員	交通整理、交通取締り作業	4,330千円	日額 310円・620円
	警察官	高速道路上における交通取締り、交通事故処理等の作業	12,710千円	日額 840円・1,680円
	警察職員	夜間の交通捜査、交通事故処理	23,885千円	日額 280円～840円
航空作業手当	警察職員	航空機の操縦等	20,364千円	1時間 1,900円～ 5,100円 1回 4,000円
警察用自動車等運転手当	警察職員	白バイの運転作業	4,329千円	日額 560円・1,120円
		パトカーの運転作業	101,165千円	日額 420円・840円
警察夜間特殊業務手当	警察職員	深夜の犯罪捜査、警ら、交通事故処理等の作業	385,294千円	1回 410円～1,100円
死体処理作業手当	警察職員	変死者又は変死の疑いのある死体の処理、解剖補助作業	162,814千円	1回 1,600円・3,200円
緊急呼出業務手当	警察本部又は警察署職員(管理職職員除く)	突発的に発生した犯罪捜査、被疑者逮捕等のため緊急に呼び出され、夜間帯においてその業務に従事した場合	1,418千円	1回 620円・1,240円
身辺警護等作業手当	警察官	天皇、皇后、皇太子、皇太子妃等の側近警衛等	1,616千円	日額 640円・1,150円
銃器犯罪捜査手当	警察官	銃器等を使用している犯罪現場での被疑者逮捕等	16千円	日額 820円～1,640円
遠隔地水上警戒作業手当	警察官	遠隔地の離島の周辺海域における水上警戒作業	7千円	日額 1,100円

【教育委員会】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
教員特殊業務手当	教育職員	非常災害時等の緊急業務で週休日等に行うもの	147千円	日額 6,000円～ 12,800円
		修学旅行等引率指導業務で泊を伴うもの	170,143千円	日額 3,400円
		対外競技等引率指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	117,518千円	日額 3,400円
		部活動指導業務で週休日等に行うもの	1,526,901千円	日額 2,400円・3,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
教員兼務手当	教育職員	全日制課程勤務職員の定時制課程授業、定時制課程勤務職員の全日制課程授業、通信制課程勤務職員の全日制課程授業又は定時制課程授業、全日制課程勤務職員又は定時制課程勤務職員の通信制課程における面接指導	538千円	1単位時間 1,300円
多学年学級担当手当	教育職員	小学校、中学校の2以上の学年の児童、生徒で編制されている学級における授業又は指導	1,189千円	日額 290円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校等の教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言を行う主任等の業務	303,470千円	日額 200円
航海実習指導手当	水産高等学校の学校職員	実習船に乗り組み、実習生に対して行う航海実習指導	3,757千円	日額 1,700円・1,800円
		実習船に乗り組み、冷凍室内等におけるマイナス55度以下の低温下での指導	15千円	1時間 260円
教育夜間手当	定時制課程本務職員のうち、定時制通信教育手当受給者以外	定時制教育等の業務	2,344千円	月額 5,600円
	定時制課程併置学校の事務長	全日制、定時制両課程の総括業務	3千円	日額 230円
夜間学級担当手当	二部授業を行う中学校の教育職員	夜間授業	1,356千円	月額 19,000円～32,000円
危険現場作業手当	教育職員	潜水作業等	74千円	1時間 310円～1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	9,265,880千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	409千円
支給実績(25年度決算)	9,330,488千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	409千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同じ	—	千円 5,173,472	円 215,867
住居手当	借家居住者に支給(月額) 借家 家賃額に応じて27,000円を限度 (家賃12,000円を超える場合に限る。)	同じ	—	千円 3,666,836	円 279,471
通勤手当	通勤のために電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 電車、バスを利用する場合	異なる	乗用車等を使用する場合使用距離に応じて	千円 7,161,585	円 123,446

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
	定期券代等全額支給 (6か月定期券代まとめ払い制) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～54,300円		2,000円～ 31,600円		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(月額) 適用される給料表並びに職務の級及び区分に応じて39,700円～139,300円	異なる	区分及びその額	千円 3,673,234	円 786,560
休日勤務手当	休日等に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	千円 2,640,195	円 233,212
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	千円 1,431,335	円 171,685
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間又は休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 一般の宿日直勤務 4,200円 勤務時間が5時間未満の場合 2,100円等	同じ	—	千円 1,335,881	円 198,792
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に、又は週休日等以外の深夜に勤務した場合に支給 週休日等4,000円～12,000円 週休日等以外の日2,000円～6,000円	同じ	—	千円 56,062	円 149,074
初任給調整手当	医師又は歯科医師の職に採用された職員に一定期間支給(月額) 307,000円以下	同じ	—	千円 107,173	円 2,679,325
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員に支給(月額) 給料の月額×8/100又は10/100	—	—	千円 67,816	円 347,774
産業教育手当	産業教育(農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程)に関する実習を行う教員に支給(月額) 16,000円～32,000円	—	—	千円 169,084	円 343,667
定時制通信教育手当	定時制又は通信制課程の教育を行う教諭等に支給(月額) 26,000円～32,000円	—	—	千円 134,558	円 304,430
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教員に支給(月額) 職員の職務の級及びその号給に応じた額(8,000円以下)	—	—	千円 2,442,896	円 61,554
単身赴任手当	異動等に伴い単身赴任することとなった職員に支給(月額) 26,000円 (職員の単身赴任先の住居から配偶者等の住居までの交通距離による加算有り)	同じ	—	千円 57,652	円 181,868

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
特勤手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給(月額) (給料の月額+扶養手当)×8/100以内	同じ	—	千円 0	円 0
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地等に所在する公立の小中学校に勤務する職員に支給(月額) (給料の月額+扶養手当)×8/100	—	—	千円 346	円 31,455
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため他の地方公共団体等から派遣された職員が、千葉県区域内に滞在する場合に支給(日額) 公用の施設又はこれに準ずる施設 3,970円 その他の施設 滞在した期間に応じて5,140円～6,620円	—	—	千円 0	円 0
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施のため他の地方公共団体等から派遣された職員が、千葉県区域内に滞在する場合に支給(日額) 公用の施設又はこれに準ずる施設 3,970円 その他の施設 滞在した期間に応じて5,140円～6,620円	—	—	千円 0	円 0
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため他の地方公共団体等から派遣された職員が、千葉県区域内に滞在する場合に支給(日額) 公用の施設又はこれに準ずる施設 3,970円 その他の施設 滞在した期間に応じて5,140円～6,620円	—	—	千円 0	円 0

5 特別職の報酬等の状況(27年4月1日現在)

特別職の報酬等は、千葉県特別職報酬等審議会の答申を受けて、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」で定められており、現在の額は平成5年10月に改正されたものです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,390,000円
	副 知 事	1,110,000円
報 酬	議 長	1,110,000円
	副 議 長	970,000円
	議 員	880,000円
期 末 手 当	知 事	(26年度支給割合) 4.1月分(6月期1.9月分 12月期2.2月分)
	副 知 事	(26年度支給割合) 4.1月分(6月期1.9月分 12月期2.2月分)
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 139万円×在職月数×0.6 4,003万円 任期毎
	副 知 事	111万円×在職月数×0.45 2,398万円 任期毎

(注) 1 期末手当には、一般職と同様の加算措置があります。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 知事、副知事には、このほか地域手当(7.5%)及び通勤手当が支給されます。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議会	56	56	0	
	総務	987	1,026	39	東京オリンピック・パラリンピックに向けた体制強化
	税務	514	517	3	常勤職員への振替
	民生	745	762	17	児童相談所の体制強化
	衛生	1,243	1,249	6	医療・介護連携体制の強化
	労働	120	118	▲ 2	
	農林水産	1,521	1,537	16	常勤職員への振替
	商工	240	239	▲ 1	
	土木	1,155	1,173	18	常勤職員への振替
	計	6,581	6,677	96	
	教育部門	39,374	39,311	▲ 63	小学校の学級数の減少
	警察部門	12,840	12,867	27	欠員の補充
	小計	58,795	58,855	60	
計営企業部門	病院	2,061	2,050	▲ 11	業務執行体制の見直し
	水道	695	723	28	常勤職員への振替
	下水道	105	111	6	
	その他	362	369	7	
	小計	3,223	3,253	30	
合計	62,018 [65,437]	62,108 [65,456]	90 [19]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	333 (0.5%)	3,012 (4.9%)	7,231 (11.6%)	6,856 (11.0%)	6,189 (10.0%)	4,887 (7.9%)	4,673 (7.5%)	4,760 (7.7%)	5,866 (9.4%)	8,588 (13.8%)	8,622 (13.9%)	1,091 (1.8%)	62,108 (100%)

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	7,092	6,843	6,670	6,534	6,581	6,677	▲415 (▲5.9%)
教育	39,302	39,354	39,384	39,335	39,374	39,311	9 (0.1%)
警察	12,595	12,623	12,731	12,763	12,840	12,867	272 (2.2%)
普通会計計	58,989	58,820	58,785	58,632	58,795	58,855	▲134 (▲0.2%)
公営企業等会計計	3,348	3,305	3,280	3,233	3,223	3,253	▲95 (▲2.8%)
総合計	62,337	62,125	62,065	61,865	62,018	62,108	▲229 (▲0.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	65,890,809	8,323,284	6,443,970	9.8	10.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費1,053,562千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給 与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	875	3,244,171	937,297	1,200,903	5,382,371	6,151	7,024

(注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く)をいいます。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額 (26年度決算)
千葉県水道局	42.2歳	351,640円	563,855円
団体平均 (水道事業の都道府県平均)	44.9歳	373,439円	583,783円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

千葉県水道局			千葉県(知事部局等)		
1人当たり平均支給額(26年度)			1人当たり平均支給額(26年度)		
1,372千円			1,678千円		
(26年度支給割合)			(26年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	2.6月分	1.5月分		2.6月分	1.5月分
	(1.45)月分	(0.7)月分		(1.45)月分	(0.7)月分
(内訳)			(内訳)		
6月期	1.225月分	0.675月分	6月期	1.225月分	0.675月分
	(0.65)月分	(0.325)月分		(0.65)月分	(0.325)月分
12月期	1.375月分	0.825月分	12月期	1.375月分	0.825月分
	(0.8)月分	(0.375)月分		(0.8)月分	(0.375)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5~20%			・役職加算 5~20%		
・管理職加算 15・25%			・管理職加算 15・25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

千葉県水道局			千葉県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~30%加算)		
一人当たり平均支給額			一人当たり平均支給額		
自己都合	234万3千円		自己都合	65万8千円	
勸奨	2,383万2千円		勸奨	2,346万8千円	
定年	2,226万5千円		定年	2,309万7千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		238,034千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		270,186円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、市原市、印西市	7.5%	693人	7.5%

エ 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

支給総額(26年度決算)	28,690千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	73,188円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	44.8%
手当の種類(手当数)	7

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
作業手当	水道事務所職員	交通遮断しないで行う道路上での仕切弁作業等(夜間を除く)	1,414千円	日額290円
作業手当(夜間)	水道事務所職員	夜間に行う地下の仕切弁室等における機器の操作等	181千円	1回につき320円
危険現場作業手当(高所)	施設整備センター職員	危険な高所で行う監督等	0千円	日額280円～340円
危険現場作業手当(坑内)	施設整備センター職員	トンネル坑内における工事監督等	0千円	日額450円
浄水等作業手当	浄給水場職員	浄給水場における施設の運転・維持管理業務	24,425千円	日額250円 (正規の夜間勤務670円～1,800円、活性炭注入作業日額250円、活性炭溶解作業日額280円、汚泥処理作業日額250円を加算)
劇物等取扱作業手当	浄給水場及び水質センター職員	毒物、劇物を使用した検査等	2,493千円	日額280円
用地交渉作業手当	本局(財務課)職員	事業に必要な土地の取得等のために行う交渉業務	0千円	日額1,000円～1,500円
徴収等手当	水道事務所職員	異常水量等の調査認定・料金の未納整理・給水停止等	177千円	日額350円
災害応急作業手当	水道事務所職員等	重大災害発現場における応急作業等	0千円	日額710円～2,160円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	280,198千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	354千円
支給実績(25年度決算)	256,002千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	324千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 16歳から22歳までの子1人5,000円加算	同じ	—	千円 72,542	円 221,841
住居手当	借家居住者に支給(月額) 借家 家賃額に応じて27,000円を限度 (家賃12,000円を超える場合に限り。)	同じ	—	千円 42,241	円 289,322

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
通勤手当	通勤のために電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 電車、バスを利用する場合 定期券代等全額支給 (6か月定期券代まとめ払い制) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～53,530円	同じ	—	千円 174,945	円 205,094
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(月額) 職務の級、手当の区分に応じて66,500円～130,300円	同じ	—	千円 73,135	円 870,650
休日勤務手当	休日等に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	千円 27,352	円 244,218
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に、又は週休日等以外の深夜に勤務した場合に支給 週休日等4,000円～12,000円 週休日等以外の日2,000円～6,000円	同じ	—	千円 160	円 17,778
単身赴任手当	異動等に伴い単身赴任することとなった職員に支給(月額) 26,000円 (職員の単身赴任先の住居から配偶者等の住居までの交通距離による加算有り)	同じ	—	千円 0	円 0

(注) 休日勤務手当の支給実績については「オ 時間外勤務手当」に含まれています。

(2) 造成土地整理事業、土地造成整備事業及び工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める職 員給与費比率
26年度	千円	千円	千円	%	%
造成土地整理事業	60,323,182	▲39,606,722	2,853,939	4.7	4.6
土地造成整備事業	25,218,022	▲21,006,116	989,949	3.9	3.8
工業用水道事業	12,044,322	799,215	1,068,494	8.9	9.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 84,128 千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給 与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
造成土地整理事業	140	601,313	146,760	233,592	981,664	7,011	7,437
土地造成整備事業	54	223,356	53,207	88,373	364,936	6,758	7,437
工業用水道事業	118	483,135	114,499	188,962	786,597	6,666	6,648

(注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く)をいいます。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額 (平成26年度)
千葉県企業庁			
造成土地整理事業	45.1歳	390,329円	622,086円
土地造成整備事業	46.1歳	389,585円	609,068円
工業用水道事業	45.1歳	376,041円	619,853円
団体平均			
造成土地整理事業	45.9歳	393,317円	620,600円
土地造成整備事業	45.9歳	393,317円	620,600円
工業用水道事業	45.4歳	361,236円	552,664円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

千葉県企業庁			千葉県(知事部局等)		
1人当たり平均支給額(26年度)			1人当たり平均支給額(26年度)		
造成土地整理事業	1,668千円		1,678千円		
土地造成整備事業	1,636千円				
工業用水道事業	1,601千円				
(26年度支給割合)			(26年度支給割合)		
期末手当	2.6月分	勤勉手当	1.5月分	期末手当	2.6月分
	(1.45)月分		(0.7)月分		(1.45)月分
					(0.7)月分
(内訳)			(内訳)		
6月期	1.225月分	0.675月分	6月期	1.225月分	0.675月分
	(0.65)月分	(0.325)月分		(0.65)月分	(0.325)月分
12月期	1.375月分	0.825月分	12月期	1.375月分	0.825月分
	(0.8)月分	(0.375)月分		(0.8)月分	(0.375)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5~20%		・役職加算	5~20%	
・管理職加算	15・25%		・管理職加算	15・25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

千葉県企業庁			千葉県(知事部局等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~30%加算)		
一人当たり平均支給額			一人当たり平均支給額		
造成土地整理事業	1,516万6千円		自己都合	65万8千円	
土地造成整備事業	3,407万1千円		勸奨	2,346万8千円	
工業用水道事業	1,970万1千円		定年	2,309万7千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		造成土地整理事業	45,071千円
		土地造成整備事業	16,650千円
		工業用水道事業	36,318千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		造成土地整理事業	308,704円
		土地造成整備事業	302,719円
		工業用水道事業	300,148円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	15.5%	造成土地整理事業 124人	15.5%
県内市町村	7.5%	土地造成整備事業 47人	7.5%
		工業用水道事業 108人	

エ 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

支給総額(26年度決算)	造成土地整理事業	4千円
	土地造成整備事業	4千円
	工業用水道事業	831千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	造成土地整理事業	4,000円
	土地造成整備事業	4,000円
	工業用水道事業	39,552円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	造成土地整理事業	0.7%
	土地造成整備事業	1.9%
	工業用水道事業	17.8%
手当の種類(手当数)		5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急作業手当	建設事務所職員等	災害発生時に河川の堤防等で行う巡回監視、応急作業等	0千円	日額710~2,160円
危険現場作業手当	工業用水道事務所職員等	トンネル坑内における掘削作業、監督業務等	0千円	日額450円
	建設事務所職員等	危険なかけ、高所で行う監督業務、測量等	0千円	日額280~340円
	工業用水道事務所職員等	夜間における土木工事業等	0千円	勤務1回につき320円
配水作業手当	浄水場職員等	浄水場等の施設における運転管理及び維持管理業務	736千円	日額200円
		浄水場等及び配水池における高圧電流送電中の受送電設備の保守作業等	12千円	日額280円
		時間外等に緊急の呼出しを受けて行う、浄水場等の事故時における復旧作業	11千円	勤務1回につき800円
危険物等取扱作業手当	浄水場職員	毒物、劇物の取扱作業等	72千円	日額280円
用地交渉作業等手当	建設事務所職員等	公共事業に必要な土地の取得等のために行う交渉業務	8千円	日額540~1,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	造成土地整理事業	24,101千円
	土地造成整備事業	6,354千円
	工業用水道事業	14,376千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	造成土地整理事業	223千円
	土地造成整備事業	151千円
	工業用水道事業	156千円
支給実績(25年度決算)	造成土地整理事業	27,716千円
	土地造成整備事業	6,898千円
	工業用水道事業	16,483千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	造成土地整理事業	239千円
	土地造成整備事業	160千円
	工業用水道事業	179千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円 16歳から22歳までの子 1人 5,000円加算	同じ	—	造成土地整理事業 12,257千円 土地造成整備事業 3,761千円 工業用水道事業 12,496千円	造成土地整理事業 218,870円 土地造成整備事業 221,220円 工業用水道事業 223,142円
住居手当	借家居住者に支給(月額) 借家 家賃額に応じて27,000円を限度 (家賃12,000円を超える場合に限る。)	同じ	—	造成土地整理事業 7,618千円 土地造成整備事業 2,970千円 工業用水道事業 4,401千円	造成土地整理事業 293,006円 土地造成整備事業 296,969円 工業用水道事業 258,854円
通勤手当	通勤のために電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 電車、バスを利用する場合 運賃等相当額 (6か月定期券代まとめ払い制) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて 2,000～53,530円	同じ	—	造成土地整理事業 27,401千円 土地造成整備事業 12,733千円 工業用水道事業 22,878千円	造成土地整理事業 192,966円 土地造成整備事業 235,801円 工業用水道事業 192,249円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(月額) 支給額の区分に応じて 66,500～130,300円	同じ	—	造成土地整理事業 30,307千円 土地造成整備事業 10,735千円 工業用水道事業 23,201千円	造成土地整理事業 918,408円 土地造成整備事業 975,954円 工業用水道事業 800,020円
休日勤務手当	休日等に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	—	—

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	造成土地整理事業 0千円 土地造成整備事業 0千円 工業用水道事業 0千円	造成土地整理事業 0円 土地造成整備事業 0円 工業用水道事業 0円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に、又は週休日等以外の深夜に勤務した場合に支給 週休日等4,000円～12,000円 週休日等以外の日2,000円～6,000円	同じ	—	造成土地整理事業 0千円 土地造成整備事業 0千円 工業用水道事業 0千円	造成土地整理事業 0円 土地造成整備事業 0円 工業用水道事業 0円
単身赴任手当	異動等に伴い単身赴任することとなった職員に支給(月額) 26,000円 (職員の単身赴任先の住居から配偶者等の住居までの交通距離による加算有り)	同じ	—	造成土地整理事業 0千円 土地造成整備事業 0千円 工業用水道事業 0千円	造成土地整理事業 0円 土地造成整備事業 0円 工業用水道事業 0円

(注) 休日勤務手当の支給実績については「オ 時間外勤務手当」に含まれています。

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	46,811,902	▲2,203,976	22,790,966	48.7	47.4

(注) 資本勘定支弁職員に該当する者はいません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給 与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	2,062	8,134,421	5,165,175	3,256,131	16,555,727	8,029	7,298

(注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く)をいいます。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
千葉県病院局	医師・歯科医師	46.3歳	632,807円
	看護師・准看護師等	37.9歳	347,677円
	事務職員等	40.6歳	350,161円
団体平均(病院事業の 都道府県平均)	医師	44.7歳	565,347円
	看護師	38.3歳	303,391円
	事務職	43.8歳	357,242円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

千葉県病院局			千葉県(知事部局等)		
1人当たり平均支給額(26年度)			1人当たり平均支給額(26年度)		
1,603千円			1,678千円		
(26年度支給割合)			(26年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.6月分	1.5月分		2.6月分	1.5月分	
(1.45)月分	(0.7)月分		(1.45)月分	(0.7)月分	
(内訳)			(内訳)		
6月期	1.225月分	0.675月分	6月期	1.225月分	0.675月分
	(0.65)月分	(0.325)月分		(0.65)月分	(0.325)月分
12月期	1.375月分	0.825月分	12月期	1.375月分	0.825月分
	(0.8)月分	(0.375)月分		(0.8)月分	(0.375)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5~20%			・役職加算 5~20%		
・管理職加算 15・25%			・管理職加算 15・25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

千葉県病院局			千葉県(知事部局等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~30%加算)		
一人当たり平均支給額			一人当たり平均支給額		
自己都合	154万7千円		自己都合	65万8千円	
勸奨	2,253万7千円		勸奨	2,346万8千円	
定年	2,313万2千円		定年	2,309万7千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		726,247千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		352,205円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師及び歯科医師(全域)	15.0%	256人	15.0%
県内市町村	7.5%	1,794人	7.5%

エ 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

支給総額(26年度決算)		444,406千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		309,475円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		69.6%		
手当の種類(手当数)		12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(26年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師又は歯科医師である職員であって、管理職手当を受けるべき職にあるもの	患者の診療又は手術等	89,846千円	月額200,000円~360,000円
防疫等作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の病原体の検査、感染症の病原体に汚染された場所の消毒作業等 結核の検診、結核患者の療養指導等	0千円	日額320円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
精神保健業務手当	右記業務に従事した職員	医師による精神障害者の診察の立会い	0千円	日額450円
		在宅精神障害者の面接業務		日額400円
臨床研修指導管理手当	医師である職員であって局長が定めるもの	研修医に対する指導又は臨床研修の実施の管理等の業務	2,420千円	月額10,000円
救急搬送調整手当	救急医療センターに勤務する医師である職員であって局長が定めるもの	患者を緊急に搬送するのに必要な調整	0千円	1回5,000円・10,000円
分べん手当	こども病院に勤務する医師である職員であって局長が定めるもの	分べんに関わる業務	190千円	1回10,000円
特殊看護手当	看護師、准看護師、保健師、助産師であって、右記業務に従事した職員	外来及び病棟の運営管理等の業務	10,399千円	月額10,000円
		専門性に関する資格を有するもののその資格に係る業務		月額3,000円・5,000円
夜間看護等手当	看護師、准看護師、助産師	深夜における看護等の業務	323,660千円	1回2,000円～6,800円
	右記業務に従事した職員	待機を依頼された職員が、呼出しを受け、1時間以上行った手術等の業務		1回1,620円
夜間特殊業務手当	医師	深夜における診療等の業務	10,506千円	1回2,600円～5,000円
	臨床検査技師、診療放射線技師及び薬剤師等	深夜における検査等の業務		1回410円～1,100円
放射線取扱作業手当	診療放射線技師等	放射線管理区域内で行う業務(1月100マイクロシーベルト以上放射線を被ばくした場合に限る。)	7,178千円	日額360円
危険物等取扱作業手当	右記業務に従事した職員	毒物、劇物等を使用した検査、試験等	199千円	日額280円
危険現場作業手当	救急医療センターに勤務する職員	航空機に搭乗した救急業務	8千円	1時間1,900円
	臨床工学技師等	高圧酸素治療室内における高圧化での業務		1時間210円～1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	1,293,129千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	648千円
支給実績(25年度決算)	1,193,747千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	598千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額)	同じ	-	千円 147,187	円 195,988
	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算				
住居手当	借家居住者に支給(月額) 借家 家賃額に応じて27,000円を限度 (家賃12,000円を超える場合に限る。)	同じ	-	千円 124,604	円 275,064

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
通勤手当	通勤のため電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 電車・バスを利用する場合運賃等相当額 (6ヶ月定期券代まとめ払い) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて支給(2,000円～53,530円)	同じ	—	千円 230,363	円 127,625
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(月額) 適用される給料表並びに職務の級及び区分に応じて39,700円～139,300円	同じ	—	千円 101,268	円 1,234,980
初任給調整手当	医師又は歯科医師の職に採用された職員に一定期間支給(月額) 307,000円以下	同じ	—	千円 783,654	円 3,073,154
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100 ×勤務時間数	同じ	—	千円 183,748	円 144,229
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に、又は週休日等以外の深夜に勤務した場合に支給 週休日等4,000円～12,000円 週休日等以外の日2,000円～6,000円	同じ	—	千円 2,678	円 103,000
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 医師 10,000円～45,000円 副看護局長、上席看護師長、看護師長 3,600円～10,800円 看護師、臨床検査技師及び放射線技師等 2,950円～13,350円	同じ	—	千円 136,532	円 332,195
休日勤務手当	休日等に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間当たりの給与額×135/100 ×勤務時間数	同じ	—	—	—
単身赴任手当	異動等に伴い単身赴任することとなった職員に支給(月額) 26,000円 (職員の単身赴任先の住居から配偶者等の住居までの交通距離による加算有り)	同じ	—	千円 0	円 0

(注) 休日勤務手当の支給実績については「オ 時間外勤務手当」に含まれています。